付
受　　印

特別徴収・給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

紋別市提出用

紋別市長様 令和　年　月　日提出	給与支払者	所在地（住所）	□□□―□□□□	担当者	係名	係	特別徴収義務者指定番号		
		名　称（氏名）	印		氏名		宛名番号		
		個人番号又は法人番号			電話		連絡事項		

給与所得者				（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動理由	異動後の未徴収税額の徴収方法
フリガナ		フリガナ		円	6月分から　月分まで 円	月分から5月分まで 円		1. 退職 2. 休職 3. 就職 4. 転勤 5. 死亡（下欄⑤） 6. 会社解散	1. 特別徴収 新規（下欄①） 継続（下欄④） 2. 一括徴収（下欄②） 3. 普通徴収（下欄③）
氏名		新姓							
個人番号									
令和３年１月１日現在の住所	紋別市							7. その他　理由（　　）	
給与の支払いを受けなくなった後の住所									

① 就職等により新規に特別徴収となる場合の記入欄

年税額のうち本人が第　　期分まで（　　円）納付済です。

□　月分（令和　　年　　月　　日納期分）から徴収し、納入します。

通知書送付前の月割額のご連絡

□　必要____月____日までに上記担当にご連絡ください。

□　不要

② 給与の支払をうけなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合の記入欄

一括徴収税額	納入予定月日	異動者印
（ウと同額）　円	月分に合算して　　月　　日に納入します	㊞

③ 未徴収税額を普通徴収で納める場合の記入欄

一括徴収できない理由

1. 異動が 12 月 31 日以前で、一括徴収の希望が無いため
2. 5 月 31 日までに支払われる給与もしくは退職手当等がないため
   または未徴収税額より少ないため
3. その他　理由（　　）

④ 転勤等により特別徴収を継続する場合の記入欄

新しい特別徴収義務者	所在地	□□□―□□□□	特別徴収の継続月
	名称		月分より継続して納入することで連絡済
	担当者係名	担当者氏名	電話
	係		

⑤ 納税者が死亡退職した場合の相続人の氏名・続柄等の記入欄

相続人氏名		続柄	
住所			

（記載上の注意）

- 特別徴収されている方が転勤・退職等により給与の支払を受けなくなった場合や、年税額を全額徴収した場合（一括徴収）は、この届出書によりただちに提出してください。（法 321 の 5③）
- ②の特別徴収継続の記入欄は、新勤務先で特別徴収できることを確認したものだけ記載してください。
- 翌年の１月１日以降退職したものに未徴収税額がある場合は、普通徴収での最終納期を過ぎている為、本人の申し出がなくても一括徴収をしなければなりません。（法 321 の 5②ただし書）